

滋賀県物品・役務電子調達システム運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、滋賀県が発注する物品の買入れもしくは物品の製造もしくは物品の修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。）（以下「物品の買入れ等」という。）の契約に係る入札または見積合せ（以下「入札等」という。）を、滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して行う場合における事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、物品の買入れ等の契約のうち、財務規則第2条第8号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）があらかじめ電子調達システムを使用して行うことを指定したものに係る入札等について適用する。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム 物品の買入れ等の事務を執行するための電子情報処理組織であって契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）（以下「サーバー」という。）と電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。
- (2) 電子入札等 電子調達システムを使用して行う入札等をいう。
- (3) 紙入札等 契約担当者に書面を提出することにより行う入札等をいう。
- (4) 電子証明書 契約担当者または電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用する電磁的記録であって、財務規則第210条の2第2項に定める電子証明書をいう。
- (5) IDパスワード 電子調達システムを利用するときに使用するIDおよびパスワードをいう。
- (6) 入札等執行者 財務規則第2条に規定する課、事務局または地方機関において、契約の事務に従事する者をいう。

(電子入札への参加権限)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札者」という。）は、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号。以下「資格要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿の登録を受け、IDパスワードを取得しなければならない。

- 2 電子入札者は、地方自治法第234条の一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に対して電子入札の方法により参加しようとする場合には、あらかじめ電子調達システムで利用可能な認証局が発行する電子証明書を取得し、電子調達システムに対して情報を登録しなければならない。
- 3 電子入札者は、電子証明書の登録事項に変更があったときは、直ちに、変更された電子証明書の情報を電子調達システムに対して登録しなければならない。

(入札書等の提出権限の委任)

第5条 電子入札者は、資格要綱に基づく資格審査の申請において、滋賀県との取引の一切の権限を営業所等の長（以下「電子入札代理人」という。）に委任することができる。

- 2 前項の規定により入札書または見積書（以下「入札書等」という。）の提出権限の委任を受ける場合、第4条第2項の規定により登録する電子証明書は、電子入札代理人の電子証明書とする。

(電子証明書の管理)

第6条 電子入札者は、その使用に係る電子証明書の破損、紛失、盗難、パスワードの漏洩その他の

事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 電子入札者は、その使用に係る電子証明書の紛失、盗難、パスワードの漏洩等により電子証明書を不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちに当該電子証明書の失効その他の適切な措置を講じなければならない。

(IDパスワードの管理)

第7条 IDパスワードの交付を受けた者は、IDパスワードの漏洩その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 IDパスワードの交付を受けた者は、IDパスワードの漏洩等によりIDパスワードを不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちにパスワードの変更その他の適切な措置を講じなければならない。

(電子入札等の案件の登録および修正等)

第8条 入札等執行者は、電子入札を行うこととしたときは、電子入札等の公告、通知等を電子調達システムの入札執行側の作成による案件の登録（以下「案件登録」という。）により行わなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる案件（以下「特定調達案件」という。）については、この限りでない。

- 2 入札等執行者は、案件登録の内容について修正を行い、または案件登録の取消しを行う必要があると認めるときは、直ちに、電子調達システムにより、修正または取消しの登録を行わなければならない。
- 3 入札等執行者は、案件登録を行った後に当該電子入札等を取りやめる必要があると認めるときは、電子調達システムにより、当該電子入札等の取りやめを行わなければならない。

(資料の提出)

第9条 電子入札者は、電子入札等に必要な資料（以下「提出資料」という。）を提出する場合は、提出資料を入札等執行者が指定する期間内に、持参、郵便、信書便その他入札等執行者の指示する方法により提出しなければならない。

(電子入札等に関し必要な事項等)

第10条 電子入札等に関し必要な事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札書等に記載すべき事項およびくじ番号が、サーバーのファイルに入札等締切日時までに記録されていること。
 - (2) 当該電子入札等が競争入札である場合は、第4条または第5条の規定により登録された電子入札者の電子署名および当該電子署名に係る電子証明書が、サーバーのファイルに入札等締切日時までに記録されていること。
 - (3) 電子入札等に用いる日時については、電子調達システムにより示される日時を基準とすること。
- 2 電子入札等に際しての注意事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 入札書等の提出には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うものとする。
 - (2) 入札書等の金額は、総価契約または単価契約の別を確認のうえ入力すること。
 - (3) 入札書等の金額は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
 - (4) 入札書等を送信し、サーバーのファイルに入札書等の情報が記録された後は、入札書等を書換え、引換え、または撤回することはできない。

(入札等の辞退)

第11条 電子入札者は、入札等締切日時までであれば、辞退届を送信してサーバーのファイルに記録されることにより辞退することができる。この場合において、サーバーのファイルに辞退届が記録された後は、辞退届を撤回することはできない。

- 2 前項の場合において、入札書等がサーバーのファイルに記録された後は辞退できない。

- 3 前項の規定にかかわらず、役務の提供に係る入札等案件（特定調達案件を除く。）において、電子入札者（紙入札等による入札参加者を含む。）は、他の案件を落札したことにより、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなったときまたは人的体制を整えられなくなったときは、開札日時の30分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出して辞退することができる。
- 4 入札等締切日時までに入札書等が、サーバーのファイルに記録されていないときは、当該電子入札者は、入札等を辞退したものまたは入札等に不参加であったものとみなす。

（入札書等受付締切り）

第12条 入札等締切日時を経過した後は、入札書等の提出を受け付けない。

（開札の実行）

- 第13条 開札日時に至ったときは、入札等執行者は、遅滞なく、開札（見積書開封を含む。以下同じ）の手続を開始しなければならない。なお、紙入札等による入札参加者がいる場合には、当該入札等事務に関係のない職員に立ち会わせて、提出された入札書等を確認し、入札書等に記載された入札等金額を電子調達システムに入力するものとする。
- 2 前項の手続を終えた後、入札等執行者は、電子調達システムに予定価格その他の必要な事項の入力を済ませて開札を行う。

（落札判定）

第14条 入札等執行者は、開札結果を確認し、落札（見積書採用を含む。以下同じ）判定を行い、電子調達システムに当該結果を登録しなければならない。

（電子くじによる落札者の決定）

- 第15条 落札となるべき同価の入札等をした者が2人以上ある場合には、電子調達システムによるくじ（次項において「電子くじ」という。）により落札者を決定する。
- 2 前条の規定は、電子くじにより落札者を決定した場合について準用する。

（入札等の無効等）

- 第16条 電子入札者が無効な入札書等を提出した場合は、入札等執行者は、無効となった旨をサーバーのファイルに記録するものとする。
- 2 電子入札者が失格となった場合は、入札等執行者は、失格となった旨をサーバーのファイルに記録するものとする。

（再度入札等）

- 第17条 失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- 2 電子入札等の執行回数は、原則として2回までとする。ただし、入札等執行者が特に必要と認めるときは、1回に限り延長することができる。
 - 3 第2回目または前項ただし書きによる場合の電子入札等で落札者がいない場合には、入札等執行者は不落随契（再度の入札等を実施し落札者がいないことを理由とする随意契約をいう。以下同じ。）への移行を判断し、不落随契に移行しないときには電子入札等を打ち切る。
 - 4 再度の電子入札等を行う場合は、原則として、1回目の開札日の翌日（翌日が滋賀県の休日の場合は、その次の開庁日）に入札等締切日時を設定するものとする。

（入札等の結果確認）

第18条 入札等を行った者は、開札日時の経過後、電子調達システムにより、入札等の結果を確認するものとする。

（落札決定の保留）

第19条 入札等執行者が落札決定を保留する必要があると認める場合は、電子調達システムにより、保留を登録するものとする。

（不落随契）

第20条 不落随契を締結するために見積徴取を実施する場合には、電子調達システムにより見積書の提出を依頼することができる。

(障害時の取扱い)

第21条 電子入札者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合、または電子調達システムもしくは滋賀県側のネットワークシステム等に障害が発生し、電子入札ができない場合において、すぐに復旧できないと判断され、原則として複数の入札参加者が参加できないときは、入札等締切日時および開札日時の変更を行うことができるものとする。ただし、当該日時の変更を行うのは次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとし、電子証明書の紛失・破損、パソコンの不具合等の電子入札者の責任による障害であると認められる場合は、当該日時の変更は行わないものとする。

- (1) 天災
- (2) 広域・地域的停電
- (3) プロバイダまたは通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他やむを得ない事由により日時の変更が妥当であると認められる場合

2 前項の電子入札ができない場合において、障害復旧の見込みがない場合または直ちに入札等を行う必要がある場合は、電子入札等に代えて紙入札等の方法により入札等を行うものとする。

3 前項の規定により、紙入札等の方法に変更した場合において、既に電子調達システムにおいて入札等を行ったものについては、当該手続を紙入札等の方法により行うときの手続として取り扱うことができる。

(紙入札等)

第22条 紙入札等およびその事前提出は、電子調達システムを使用して行うすべての入札等で認めるものとする。なお、電子調達システムにおける紙入札等の取扱いは、別に定めるところによる。

(補則)

第23条 この基準に定めるもののほか、滋賀県が実施する電子入札等の手続および運用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

付則

- この基準は、平成19年7月2日から施行する。
- この基準は、平成21年12月7日から施行する。
- この基準は、平成24年8月20日から施行する。
- この基準は、平成25年10月1日から施行する。
- この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- この基準は、平成28年12月14日から施行する。
- この基準は、平成29年7月1日から施行する。
- この基準は、令和元年10月1日から施行する。